

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	三条市丸井今井邸	所在地	三条市本町三丁目7番8号
設置目的	市民の憩いの場を提供するとともに、文化活動等の利用に供するために設置する。		
規模	木造二階建て 251.95㎡(三条市出身で実業家である今井藤七氏が 大正年間に建設) 貸館部分は1、2階の和室4室 ※登録有形文化財	設置年月日	平成14年 4月1日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	丸井今井邸保存会	指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで			
指定管理業務の内容	施設の管理運営等	指定管理料(千円)	H23 H25 H27	0千円 0千円 0千円	H24 H26	0千円 0千円
導入効果	<p>① 収支の状況 市民の寄附金で運営されている中で、庭の整備等をボランティアで行うなど、経費の節減努力がうかがえる。</p> <p>② 施設の利用状況 利用人数、利用件数ともほぼ横ばいで、固定利用者からの利用が多い。中心市街地にある文化施設としての活用が図られている。</p>					

3 総合評価(総括)

管理運営状況評価	最高配点	55 点中	33 点	配点評価	B
評価	<p>利用状況は芳しくなく、利用人数が減少している。しかし、歴史的建造物としての見学者は増加傾向にあり、この観点からの集客への取組を今後も検討していく必要がある。</p> <p>収支面では、三条市からの指定管理料の支出はなく、寄附金と利用料金で運営しているが、収入の70%以上を占める寄附金が著しく減少しており、運営が厳しくなっている。</p> <p>事業面では、保存会の会員が高齢化していることから、継続のあり方について、検討が必要となる。</p>				
今後の方針	管理運営方法の見直し				
	今後の管理形態	直営管理			
	理由	<p>①丸井今井邸保存会会員の高齢化 指定管理を受けている「丸井今井邸保存会」の会員の高齢化(平均年齢はおおよそ76歳)しており、指定管理者として活動できる者が少なく、運営に支障が出ている。 また、会費を支払って会員となり、無償ボランティアで管理するというスタイルから、新規会員を獲得しようにも理解を得にくい状況となっている。</p> <p>②収入の減少 利用料金はここ数年横ばい(過去3年間の平均は117,000円)であるが、収入の70%以上を占める寄附金が著しく減少しており(平成24年度530,210円に対し平成26年度は132,290円、約75%減)、ここ3年間の収支は、次期繰越金を除くと赤字となっている。</p> <p>上記①及び②の理由から、指定管理制度を継続することは難しく、直営管理とする。</p>			
	指定管理者制度を更新する場合				
選定方法					
非公募の場合、その理由					